

第34回 農業委員会総会 会議録

内容

1	開 会	1
2	議 題	1
	(1) 議事録署名委員の決定について	1
	(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
	議案第1号	2
	議案第2号	3
	議案第3号	3
	議案第4号	4
	議案第5号	6
	(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	7
	議案第6号	7
	(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	8
	議案第7号	8
	議案第8号	8
	議案第9号	9
	(5) 農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について	10
	議案第10号	10
	(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について	11
	議案第11号	11
	議案第12号から議案第20号	11
	議案第21号から議案第25号	12
	議案第26号	12
	(7) 矢板市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について	13
	議案第27号	13
	(8) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について	14
	議案第28日号	14
	追加議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について	15
3	閉 会	15

日 時 令和5年3月20日（月）15時00分

場 所 第一委員会室



○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は、ご苦労様です。

本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

（15：00）

2 議 題

(1)議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

○議長 それでは議長より指名いたします。14番 佐藤 喜久男 委員 6番 石塚 英好 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

○議長 ありがとうございます。

(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件（2）、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題にします。

議案第1号

○議長 それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、当番班 2班 班長、
4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員

本日、午前8時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条5件、農地法4条1件、農地法5条3件、許可処分後の変更1件の計10件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第1号の現地調査の詳細な報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員（申請地位置説明）

申請地は玉田地内で、玉田自治公民館の南100mの所に位置し、譲受人がきれいに管理しており、取得後は、畑として作物を作るといことですので、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願いたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、1番
手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員（申請地位置説明）

申請値は豊田地内、沢観音寺から約400m南の場所に位置し、譲受人は、宇都宮市在住であるが、休日は実家に来て耕作しており、定年後は本格的に耕作するようになっておりますので、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 次に、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

申請値は大槻地内、県道蒲須坂乙畑線から大槻方面に向かい、JR宇都宮線の踏切を過ぎた所を左折し、100m行ったところを右折し、さらに100m行った所の南側の圃場となっております。圃場は一体化しておりよく管理されております。

すので、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。

○議長 6番 石塚 英好 委員

○石塚 英好 委員

申請地の両隣の所有者はどうなっているのか、関連性はどうか。面積が少ないので新たな人が入ってくるのはどうかと思ひまして。

○事務局

申請地の東側が譲受人であり、一帯で使用しているため問題ない。

○石塚 英好 委員

わかりました。

○議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、5番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。(退室)

議案第4号

○議長 次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

申請値は長井地内、県民の森矢板線を旧長井小学校入口から北に1.5kmの所を左折し、宮川の西側になります。地図上の丸い部分が写真にありますように構造物があるので、判断に迷うところです。他の土地については、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。

○議長 12番 揚石 明 委員

○揚石 明 委員

丸くなっているところは、たぶんマス池の跡ではないかと思う。その状態のまま取得されるということですか。

○町野 位夫 委員

説明不足で申し訳ございません。譲受人は、このままの状態で売買して、その後農地に戻す考えでいると伺っております。構造物があるのでどのようにしたらよいか判断に迷うところがある。

○議長 事務局で何かありますか。

○事務局

今、町野委員がお話ししたように、現所有者が高齢で管理ができないため、まず、譲受人が取得し、農地として使用できるところは、リンゴの木を植える考えをしており、構造物等のある土地についても、後々、農地に戻す考えでいるようです。

○議長 この案件は、構造物があるまま売買してよろしいかの判断になるところですが、譲受人は農地に戻すということで買い取る。

○揚石 明 委員

譲受人は精力的な方なので、農地に戻す方向でやってくれる人だと思います。

○石塚 英好 委員

譲受人が、構造物があることを承知して、後々農地に戻すということであれば問題ないのでは。

○議長 譲受人が農地に戻すということですので許可してよろしいか、お諮りします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします

議案第5号におきましても関連がありますので、引き続き 5番 佐藤 栄一委員の退室を求めます。

議案第5号

○議長 それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、1番 手塚 みち子 委員にお願いします。

○手塚 みち子 委員 (申請地位置説明)

申請値は豊田地内、先程、第2号議案で説明した土地の隣接地になり、野菜などの作物を耕作しており、譲受人は、譲渡人の親族関係にある人で、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号、第5号が終了しましたので、5番 佐藤 栄一 委員の入室を求めます。(入室)

(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3)、農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第6号

○議長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員 (申請地位置説明)

本申請地は、玉田地内、玉田自治公民館の北200mの所で、県道塩谷喜連川線の西側に位置し、近くには共同墓地と神社があり、その駐車場にするということです。周りには農地がなく影響はありませんので、何ら問題ないとみてまいりました。皆さまの慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(4)、農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第7号

○議長 議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4番町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員(申請地位置説明)

申請地は、県道大田原矢板線の大進電機がある丁字路から30m行った所を北に約350mの所に位置しており、申請地の南側にはすでに太陽光パネルが設置してあり、周囲は宅地と道路に囲まれ、他に農地は無いので、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第7号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第8号

○議長 議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)



○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、4番
町野 位夫 委員をお願いします。

○町野 位夫 委員（申請地位置説明）

申請地は、土屋地内、国道4号線、市内から向かって佐藤病院入口の交差点を
左折し、JR宇都宮線の踏切の手前に位置します。土地改良区の水路工事のため、
仮設ハウスと資材置場ということであり、期間も今月いっぱいであるので、何ら
問題ないとみてまいりました。また、業者からは、口頭で、「申請なしで設置して
しまい申し訳ございません。」との陳謝がありました。皆様の慎重審議よろしく
お願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第8号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第9号

○議長 議案第9号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12番
渡辺 正明 委員をお願いします。

○渡辺 正明 委員（申請地位置説明）

申請地は、木幡区画整理地内でスーパーオオタニの市道反対側の東側に位置し
ます。周囲は道路ですので、他の農地には影響がないため、何ら問題ないとみて
まいりました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について

○議長 付議事件(5)農地法第5条第1項の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について議題に供します。

議案第10号

○議長 議案第10号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現地調査の詳細な報告を、12番
渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 晴夫 委員(申請地位置説明)

申請地は、玉田地内、公民館から約1km塩谷町に向かったところで、以前資材置場ということでしたが、今回、納屋建設と事業の計画変更することは、周りに農地もなく、何ら問題ないとみてまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願
いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 付議事件(6)、農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番 君島 道夫委員の退室を求めます。(退室)

議案第11号

○議長 議案第11号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第11号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、9番 君島 道夫 委員の入室を求めます。(入室)

議案第12号から議案第20号

○議長 議案第12号から議案第20号について関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、議案第12号から議案第20号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号から議案第20号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第21号から議案第25号

○議長 議案第21号から議案第25号について継続案件ですので一括で審議します。事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第21号から議案第25号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします

。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、9番 君島 道夫委員の退室を求めます。(退室)

議案第26号

○議長 議案第26号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ございませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第26号について原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案が終了しましたので、9番 君島 道夫 委員の入室を求めます。(入室)

(7)矢板市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

○議長 付議事件(7)、矢板市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について議題に供します。

議案第27号

○議長 次に、議案第27号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。議案第27号について、質疑意見等を求めます。

○議長 13番 揚石 明 委員

○揚石 明 委員

現状遊休農地の面積は15ha、ここまで行く間何年間かどのくらい減ったのでしょうか。

○事務局

遊休農地のカウントの仕方が多少変わっておりますが、平成29年度の際は72ha、令和2年は35ha、今回が15haとなっております。

○揚石 明 委員

そうしますと成果は着々と進んでいる形でよろしいですか。

○事務局

そういうことになります。最適化推進委員の活動の成果が反映されています。

○議長 他に、ありませんか。ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(8) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

○議長 付議事件(8)、令和5年度最適化活動の目標の設定等について議題に供します。

議案第28号

○議長 次に、議案第28号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 続いて追加議案書をご覧ください。

追加議案第1号 農業委員会事務局職員の任免について

○議長 追加議案第1号、農業委員会事務局職員の任免について議題に供します。

追加議案第1号

- 議長 追加議案第1号について事務局の説明を求めます。
- 事務局長（事務局説明）
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 議長 それでは、質疑意見等を求めます。
- 議長 他にございませんか。ないようですので、これより採決いたします。
- 原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。
- （異議なしの声）
- 議長 異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

3 閉会

- 議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。
- お疲れ様でした。

令和5年 3月 23日

議長 渡邊 浩正

議事録署名員 石塚 英好

議事録署名員 佐藤 喜久男